

計 算 書 類

---

第5期

〔 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで 〕

日本インスティテューショナル証券株式会社

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,079,403	流動負債	85,030
現金及び預金	1,042,508	未払金	2,700
未収収益	36,894	未払費用	5,309
		未払法人税等	61,276
		未払消費税等	8,034
		賞与引当金	7,710
固定資産	9,938	固定負債	-
投資その他の資産	9,938	負債合計	85,030
長期前払費用	616	純資産の部	
繰延税金資産	9,321	株主資本	1,004,373
繰延資産	63	資本金	100,000
創立費	63	資本剰余金	-
		利益剰余金	904,373
		その他利益剰余金	904,373
		繰越利益剰余金	904,373
		評価・換算差額等	-
		純資産合計	1,004,373
資産合計	1,089,404	負債及び純資産合計	1,089,404

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		504,293
金融費用		-
純営業収益		504,293
販売費・一般管理費		
人件費	33,358	
事務費	23,611	
その他	6,104	63,074
営業利益		441,219
営業外収益		
受取利息	7	7
営業外費用		
為替差損	209	
創立費償却	151	361
経常利益		440,865
税引前当期純利益		440,865
法人税、住民税及び事業税		152,612
法人税等調整額		△ 203
当期純利益		288,456

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計
		資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	-	615,916	615,916	715,916
当期変動額 当期純利益 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			288,456	288,456	288,456
当期変動額合計	-	-	288,456	288,456	288,456
当期末残高	100,000	-	904,373	904,373	1,004,373

	評価・換算差額等	純資産合計
	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	715,916
当期変動額 当期純利益 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		288,456 -
当期変動額合計	-	288,456
当期末残高	-	1,004,373

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき、当期の負担額を計上しております。

#### 2. 繰延資産の処理方法

創立費については、5 年間の均等償却を行っており、年間償却見積額を期間により按分し計上しております。

#### 3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行業務の内容及び当該履行業務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### 投資信託に係る業務

当社は、業務委託契約に基づき投資信託商品に関するマーケティング等の販売支援業務を提供し、当該業務に係る商品から生じた投資信託報酬額に固定料率を乗じた手数料を受領しております。顧客がサービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの運用資産残高に固定料率を乗じて毎日計算され、その結果を受けて当社は月次で収益を認識しております。

### 【会計方針の変更に関する注記】

#### 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。収益認識会計基準等の適用による、当計算書類に与える影響はありません。

### 【貸借対照表に関する注記】

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(単位：千円)

	親会社
短期金銭債権	33,555
短期金銭債務	4,751

### 【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

(単位：千円)

	親会社
営業収益	465,454
販売費及び一般管理費	23,500

### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当期末における発行済株式

普通株式 2,000 株

### 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

1. 繰延税金資産

(単位：千円)

賞与引当金	2,666
未払事業税等	5,560
その他	1,093
繰延税金資産合計	<u>9,321</u>
繰延税金資産の純額	<u>9,321</u>

### 【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

未収収益は、回収期日が一年内かつ親会社または同一の親会社を持つ会社への営業債権であり、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

未払金及び未払費用は、支払期日が一年内の短期営業債務であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	1,042,508	1,042,508	-
(2) 前払金	35,530	35,530	-
(3) 未収収益	36,894	36,894	-
(4) 未払金	(2,700)	(2,700)	-
(5) 未払費用	(5,309)	(5,309)	-

(※1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 前払金、(3) 未収収益、(4) 未払金、並びに(5) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 【関連当事者との取引に関する注記】

### 1. 親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	日興アセットマネジメント株式会社	日本	17,363 (百万円)	アセットマネジメント業	被所有直接 100.00	役員の兼任、投資信託販売支援業務の受託、会社運営補助業務の委託	手数料の受取 (*1)	465,454	未収収益	33,555
							業務委託手数料の支払 (*2)	23,500	未払費用	2,475

(注) 1. 上記関連当事者との取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\*1 投資信託の販売支援手数料については、業務内容を踏まえ協議の上決定しております。

\*2 会社運営補助業務の手数料については、業務に係る費用等を勘案し総合的に決定しております。

## 【1株当たり情報に関する注記】

1.	1株当たり純資産額	502,186円92銭
2.	1株当たり当期純利益	144,228円45銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	当期末 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,004,373
普通株式に係る純資産額 (千円)	1,004,373
普通株式の発行済株式数 (株)	2,000
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	2,000

2. 1株当たり当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	当期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益 (千円)	288,456
普通株式に係る当期純利益 (千円)	288,456
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,000

#### 【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

会社法第四百四十四条第三項に規定する株式会社に該当しないため省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

会社法第四百四十四条第三項に規定する株式会社に該当しないため省略しております。

#### 【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

#### 【その他の注記】

該当事項はありません。